

議員提出第3号議案

令和元年度地域別最低賃金改定等についての意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和元年7月2日

提出者

高 橋 雅 彦	岩 田 浩 岳	多々納 剛 人
内 藤 芳 秀	大 国 陽 介	吉 野 和 彦
山 根 成 二	中 島 謙 二	田 中 八洲男
白 石 恵 子	角 智 子	須 山 隆
平 谷 昭	高 見 康 裕	

(別紙)

令和元年度地域別最低賃金改定等についての意見書

我が国の経済・社会の現状を見ると、2012年以降今日まで戦後最長の景気拡大が続いているとされるが、県民の多くにその実感はないのが現状である。とりわけ最低賃金近傍で働いている方の多くは全労働者の4割を占める非正規労働者であり、賃金水準の低さがもたらす貧困、特に子どもの教育機会の格差は益々大きくなり、日本の将来に大きな影を落としている。

そのような中、中央最低賃金審議会においては、最低賃金法改正以降、政労使合意や政策方針も踏まえて議論をされてきたところである。

その結果、島根県最低賃金は、2018年の引き上げ額が24円となったものの、最高額の東京都の985円と比べ221円も低い764円となっており、この差は年々広がっている状況にある。

このように依然として島根県最低賃金は、労働者の生計を満たす適正水準とは言い難い金額であり、これ以上、都市部との賃金水準格差が広がれば、若者を中心とした県内定住や人口減少に歯止めをかけることが一層困難になる。

よって、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 国においては、令和元年度地域別最低賃金の改定にあたって、最低賃金法の「賃金の低廉な労働者」の実態を考慮し、一般労働者の賃金水準、経済諸指標、また、中央水準など、当該県の実体経済、生活環境などを踏まえた適正な水準への引き上げに向けた改定を図るべく指導・助言を行うこと。
- 2 国においては、未組織労働者やパートタイム労働者等にも十分配慮し、当該地域別最低賃金について適正な審議を行うとともに、その審議結果に基づいた当制度の周知徹底を図ること。
- 3 国においては、適正な最低賃金の改定にあわせ、中小企業、小規模事業者に対する助成の拡充を早期に行なうこと。
- 4 国においては、地方の中小・小規模事業者が賃金引き上げによる労務費増加分を製品価格に反映できるよう対策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和元年 月 日

島根県議会

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣